

入札説明書

独立行政法人国立病院機構三重病院の下記にかかる入札の執行について、下記事項熟知の上、入札書及び必要書類等を提出願います。

1. 経理責任者

独立行政法人国立病院機構三重病院長 谷口 清州

2. 契約内容

(1) 入札件名 免疫蛍光分析装置賃貸借及び保守点検業務委託契約

(2) 調達案件の仕様等

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約期間 令和5年8月1日～令和9年7月31日

(4) 履行場所 三重県津市大里窪田町357 独立行政法人国立病院機構三重病院

(5) 入札方法 交渉順位の決定は、最低価格方式をもって行う。

なお、交渉順位者の決定に当たっては、消費税相当額（地方消費税相当額を含む）を含んだ金額をもって交渉順位決定価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

3. 競争参加資格

入札参加の条件は、次のとおりとする。

また、入札書を提出する際には、競争参加資格を有する旨を記載した「誓約書（別紙1）」に必要書類を添付し提出すること。

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「契約細則」という）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規定第63号）第2条各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその

事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽に事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 各号に類する行為を行った者

- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」A、B、C又はD等級に格付され、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

【参考】第4条 国立病院機構が行う一般競争に参加できる者は、厚生労働省が定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

- 2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、当該等級の1級上位又は下位の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

- 4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の貸与業の許可を得ていること。

(6) 医療法及び関連法令に規定する「医療機器の保守点検」の業務を適正に行う能力がある者であること。

4. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、問い合わせ先等

〒514-0125

三重県津市大里窪田町357

独立行政法人国立病院機構三重病院事務部 契約係長 前田

電話(059)232-2531(内線1111番)

E-mail 315-kikakuka@mail.hosp.go.jp

(2) 入札書の受領期限

令和5年5月30日(火) 17時15分

※ 郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「免疫蛍光分析装置賃貸借及び保守点検業務委託契約に係る提出書類在中」と朱書きの上、上記期限までに必着とする。
なお、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(3) 入札書の作成・提出方法

① 入札に参加しようとする者は、「4.(3)」の受領期限までに所定の方法により入札書を提出するものとする。

また、入札書は必ず封筒(長3(定型)[120mm × 235mm])に入れて密封し、その封皮に氏名(法人の場合は名称又は商号)を記載し「令和5年6月2日開札 免疫蛍光分析装置賃貸借及び保守点検業務委託契約 入札書在中」と朱書きし、「経理責任者 独立行政法人国立病院機構三重病院長 谷口 清州」と宛名書きすること。

② 入札書は、「4.(3)」の受領期限までに持参又は、郵送の方法により提出するものとする。

(4) 入札書提出後の引換等の禁止

入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 入札書の無効

下記の事項に該当するものは無効とする。

- ① 競争参加資格がない者が提出したもの。
- ② 所定の様式によらず捺印がないもの。
- ③ 品名等に重大な誤りがあるもの。
- ④ 入札記載金額の不明確なもの。
- ⑤ 入札記載金額を訂正したもの。
- ⑥ 競争参加者(代理人を含む)の氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名)が判然としないもの。
- ⑦ 誤字・脱字・汚染・塗抹等により大切な文字の不明確なもの。
- ⑧ 提出資料を期限内に提出しないもの。
- ⑨ 明らかに談合によると認められるもの。

(6) 代理人による入札・契約

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号もしくは、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。以下同文)をしておくとともに、別添「委任状(別紙3)」を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を

兼ねることはできない。

- ③ 代理人が契約物品の納入、契約代金の請求及び受領等を行う場合は、別添「委任状（別紙３）」を提出しなければならない。

（７）提出書類

入札の際に提出していただく書類は、次のとおりとする。

- ① 誓約書（別紙１）
- ② 契約細則各条に該当しないことを確認する誓約書（別紙２）
- ③ 委任状（別紙３）
- ④ 入札書（別紙４。封筒に入れて封印したもの）
- ⑤ 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- ⑥ 高度管理医療機器等貸与業の許可が確認できる書類
- ⑦ 別紙５「医療法に基づく業務委託にかかる確認事項について（「医療機器の保守点検業務」編）に掲げる書類

５．開札

（１）開札日時及び場所

令和５年６月２日（金）１０時００分

独立行政法人国立病院機構三重病院 外来管理棟２階 会議室

（２）開札の注意事項

- ① 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札に立ち会う者は、各社１名とする。
- ③ 入札者又は代理人は開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書（名刺等）を提示又は提出しなければならない。
- ⑤ 入札者又は代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合においては、入札者又は代理人の入札のうち、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第２１条、第２２条の規定に基づいて作成された予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、入札回数は全３回（再度入札は２回を限度）とするため、入札書を複数枚用意しておくこと。
- ⑦ 開札日当日に立ち会わない場合、１回目となる当該入札は有効として扱われるが、その場で引き続き第２回目の入札（再度入札）を行うこととなった場合には、当該入札者は、再度の入札を辞退したものとして取り扱われる。

６．交渉順位の決定方法

独立行政法人国立病院機構会計規程第５４条に規定しているとおり、本入札説明書に従い入札書を提出したものであって、予定価格の範囲内で入札額を提示した者を契約交渉権者とし、その者が複数の場合は、入札した価格した価格に基づく交渉順位を

付し、第一交渉権者を決定する。

ただし、①入札した価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、②契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、次順位の交渉権者を第一交渉権者とすることがある。

なお、交渉権者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて交渉順位を定める。

入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に係のない職員がこれに代わってくじを引き、交渉順位を決定するものとする。

7. その他

(1) 支払条件

代金は、原則として、毎月末を締め日とした1月分の実績について独立行政法人国立病院機構会計規程第56条第2項に基づく検査が終了した日の属する月の2か月後の末日に支払うものとする。ただし、上述の時期の支払では困難な事情がある場合には、相互協議の上で定めるものとする。

(2) 契約書の作成

契約書を作成するものとする。契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(4) 契約に関する苦情の受付期間

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から2週間以内に申し出ること。この受付期間経過後については苦情は受け付けないのでご理解願いたい。また、受付期間内であっても、直接に利害のない方による苦情は受け付けられないので併せて承知願います。

5) 契約内容の公表

1) 当院ホームページにて公表

契約を締結した場合には、契約の相手方等について、契約細則第26条の2の規定に基づき、当院のホームページにおいて公表する。

【参考】第26条の2 国立病院機構の支出の要因となる契約であって、予定価格が100万円(賃貸料又は物件の借入れの場合は80万円)を超える契約(第17条の2第2号の規定により契約した場合を除く。)を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項をホームページにおいて公表しなければならない。

- 一 工事(工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 経理責任者の氏名、名称及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争等の別に

よった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く。)

六 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国立病院機構の事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。)

七 契約金額

八 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率(小数点以下第二位を四捨五入する。))(予定価格を公表しない場合を除く。)

九 随意契約によることとした理由(随意契約を行った場合に限る。)及び会計規定等の根拠条文

十 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国立病院機構の常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数

十一 その他必要事項

2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。

2) 国立病院機構ホームページにて公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

I. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

Ⅱ．公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3) 2ヶ年連続して一者応札・応募となった案件の公表について

2ヶ年連続して一者応札・応募となった案件については、「「独立行政法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）において、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取組み内容を記載した個表を作成し、国立病院機構本部のホームページで公表することがルールとなりました。

この個表は、一者応札となった場合には、契約業者名も含めいて公表されることとなります。予めご了承の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

以 上